

岡田事務所通信

平成 28 年 3 月号 (第 127 号)

社会保険労務士法人岡田事務所

〒080-2471 帯広市西 21 条南 2 丁目 21 番 13 号

TEL : 0155-33-5535 FAX : 0155-33-5604

E-mail : support@office-okada.jp

URL : <http://www.office-okada.jp/>

平成 28 年度の健康保険料率に変更になります

平成 28 年度の協会けんぽ北海道支部の健康保険料率が現行の 10.14%から 10.15%と引き上げられることが分かりました。又、介護保険料率(全国一律)については現行の 1.58%のまま据え置きとなります。なお平成 28 年度の協会けんぽの(新)健康保険料率は、本年 3 月分(4 月支払給与から控除分)からの適用となります。

※具体的な被保険者ごとの保険料控除額については弊社より追ってお知らせ致します。

平成 28 年度の雇用保険料率が引き下げられる予定です

平成 28 年度の雇用保険料率を労働者負担・事業主負担ともに 1000 分の 1 ずつ引き下げ、併せて雇用保険二事業の保険料率を 1000 分の 0.5 引き下げる法律案が国会に提出され、法律案が修正されずそのまま成立した場合、平成 28 年 4 月 1 日から新料率が適用されることとなります。詳しくは別添資料を添付致します。

年金額の抑制策強化に向けた年金改革法案を提出へ

政府が今国会に提出する年金制度改革関連法案の全容が明らかになりました。将来世代が受け取る年金水準を確保するため、年金の給付水準を毎年少しずつ下げていき、高齢者への給付を抑える「マクロ経済スライド」の仕組みを 2018 年度から強化します。又、パート従業員らの厚生年金加入を拡大し、16 年 10 月から、労使の合意があれば従業員 500 人以下の企業でも加入を可能にする制度を導入したい意向です。

社会保険の加入促進に企業版マイナンバーを活用

従業員のための厚生年金や健康保険への加入手続きを企業が怠らないように厚生労働省が抜本的な対策を始めます。4 月から企業版マイナンバー(法人番号)を活用し、2017 年度末までに全ての未加入企業を特定する予定です。未加入の可能性のある企業は 79 万社にのぼり、改善に応じない企業には立ち入り検査を実施して強制加入させる方針としています。

企業向けマイナンバーを使った加入逃れの防止対策は保険料を徴収する日本年金機構が 4 月から始めます。従業員に代わって所得税を納める義務が課されている企業の法人番号を国税庁からもらい、保険料を支払う企業の法人番号と照らし合わせ、未加入の企業を照会します。

短時間正社員導入企業、20 年までに 2 倍に 厚労省目標

厚生労働省は週 40 時間程度働く正社員よりも 1 週間の所定労働時間が短い「短時間正社員」を導入する企業を増やします。導入企業の割合を 2014 年 10 月の 14.8%から 20 年までに約 2 倍の 29%に引き上げる数値目標を設け、企業への支援策も強めます。正社員と非正規社員の二極化した状態を解消し、子育てや介護と仕事を両立しやすくする狙いです。短時間正社員の働く時間は 1 週間の所定労働時間が 1 日 8 時間・週 5 日勤務で週 40 時間程度となるフルタイム正社員に比べて少なくなります。しかし、期間の定めのない無期労働契約を結ぶため「正社員」とみなされます。時間当たりの基本給やボーナス、退職金などの算定方法もフルタイム正社員と原則として変わりません。



- 小樽雪あかりの路 -

◆ ご存知ですか？ ◆

【試用期間】

試用期間とは労働者を本採用の前段階として使用する期間の事をいい、この期間に労働者の勤務態度や能力を判別し、期間終了後本採用するかどうかを決定することになります。一般的な期間としては3ヶ月程度が多くなっています。試用期間中の労働者については、その試用期間が14日までの間に解雇する場合には解雇予告は必要ないとされていますが、14日を超えた場合は通常通り解雇予告が必要となります。又、雇用保険や社会保険についても適用条件に当てはまる場合は当初の就労日から保険をかける必要があります。なお、試用期間終了後、本採用を行わない場合は、期間満了ではなく解雇等による退職となりますので、合理的な解雇理由が必要となります。

事務所より

今年は4年に1度のうるう年でした。先日テレビで見たのですが、うるう年は400年の間に100回ではなく97回あるそうです。うるう年は地球の公転の関係により4年間で1日分のズレが生じるためその調整として4年に1度巡ってきます。その1日分のズレを4年に1度ずっと調整していると今度は逆のズレが生じるとのことで400年に3回だけ該当する年でもうるう年とならない年があるそうです。「100で割り切れる年で4で割り切れない年」はうるう年でも通常通り365日とする決まりで1900年や2100年の時にそのような年になるようで2000年は4で割り切れる年でしたので通常通りうるう年となりました。ちなみに今年の十勝の2月29日は大変な大雪でうるう年という事を考える余裕もなかった方が多かったのではないかと思います。。

総務省が発表した2015年の労働力調査によりますと、正社員数は前年から26万人増えて3304万人になったとのことです。正社員数が増加したのは8年ぶりとのことで、新たに働き始める女性や高齢者が増えたほか、パートやアルバイトから正社員に職種転換するケースも目立っているとのことです。今後迎える人材不足時代においては流動的な非正規社員としての扱いではなく正社員としてしっかりと待遇を与えることで定着性を高めていくことが会社の先を見据える上でも重要な考え方になってくるのではないかと思います。

業務内容

社会保険労務士業務

- ・労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・各種助成金・給付金等の申請
- ・人事・労務管理に関する相談・指導
- ・給与計算
- ・年金の相談・請求
- ・その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出、帳簿書類の作成

行政書士業務

- ・建設業許可申請手続
- ・建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・指名競争入札資格審査申請手続
- ・産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・法人設立関係書類作成手続
- ・その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

年度替わりを控え、時間外労働・休日労働の協定書（36協定）の準備を行っております。事業所と労働者代表の方の署名・押印等をご依頼させていただくことがありますので、よろしくお願い致します。又、4月は入社手続（保険証発行等）が混み合う時期でもありますので、新規採用を予定している場合はお早めのご連絡をお願い致します。

